別　紙　８

**遠隔点呼の変更に係る届出書**

令和　　年　　月　　日

　　○○運輸局　○○運輸支局長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　氏名又は名称

　　　　代表者氏名

　　　　（連絡先）担当者氏名

　　　　（連絡先）電話番号

　　　　（連絡先）ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

遠隔点呼を下記のとおり変更したいので関係書類を添えて届出します。

記

１．遠隔点呼を変更する貨物自動車運送事業の種類（該当するものひとつに○をつけること）

　　一般貨物・特定貨物・特定第二種貨物利用運送・貨物軽

２．遠隔点呼を変更する理由

・被実施営業所等の追加　・被実施場所（車内、待合所、宿泊施設等）の追加

・点呼機器等の変更　・記載事項等の変更　・その他

３．変更する営業所・車庫の名称等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 営業所・車庫の名称（遠隔点呼実施営業所等又は被遠隔点呼実施営業所等の別を記載、他の事業者（完全子会社等含む）との間で行う場合にあっては事業者名も記載） | 営業所・車庫の所在地 | 使用する点呼機器の名称（型式） |
|  |  |  |
|  |  |  |

４．変更予定日　　　令和　　年　　月　　日

５．宣誓事項（次の項目に該当する場合は、□にチェック（✓）を記入すること）

□　対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和５年国土交通省告示第266号）に規定されている要件を遵守します。

６．添付書類

　　・追加、変更される点呼機器・システムのパンフレット等、性能及び機能が確認できる書類

　・事業者間遠隔点呼を実施する自動車運送事業者における輸送の安全に関する業務の管理の受委託に係る許可書の写し（事業者間遠隔点呼を行う場合（貨物軽自動車運送事業者は除く））

　・遠隔点呼の実施に必要な事項に係る契約を締結していることを示す書類（貨物軽自動車運送事業者が事業者間遠隔点呼を行う場合）

※「完全子会社等」とは、事業者の完全子会社（法人がその総株主の議決権の全部を有する他の会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の完全子会社又は法人の一若しくは二以上の完全子会社がその総株主の議決権の全部を有する他の会社は、当該法人の完全子会社とみなす。）若しくは完全親会社（会社を完全子会社とする他の会社をいう。）又は当該事業者と完全親会社が同一である他の会社を指す。